

請 願 審 査 資 料

○25年請願第22号

日雇い・野宿の労働者のための
公的就労対策事業の実施について

平成26年7月14日
経済観光文化局

1 請願の内容

25年請願第22号（平成25年12月17日）

日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業の実施について

- 一 福岡市内において、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を実施すること。
- 一 福岡市において、同事業を福岡県と共同事業として行なうこと。またそのために福岡県に対して必要な働きかけを行なうこと。
- 一 同事業を実施するにあたっては、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成を行なうこと。

2 請願に対する考え方

(1) 失業対策事業の廃止にかかる経緯

- 失業対策事業（実施期間：昭和24年～平成7年度末）の根拠法である「緊急失業対策法」（昭和24年5月20日施行）は、平成8年4月1日に廃止され、本市においても平成7年度末に失業対策事業を終了した。
- これは、緊急失業対策法第4条の規定に基づき設置された失業対策制度調査研究会の報告を踏まえた、国の「今後とも、失業対策事業のように失業者を吸収するために国や地方公共団体が事業を実施する方式はとらず、雇用失業対策は、民間企業における雇用の安定や促進のための施策の推進を基本として取り組む」旨の考え方にに基づき実施されたものである。

(2) 本市におけるホームレス・生活困窮者に対する自立支援事業の状況

- 現在、本市では、ホームレスや生活困窮者の方々に対しては、民間等が求人する日雇いをはじめとする仕事に就けるよう、自立に向けた支援を行っている。
具体的には、保健福祉局では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」などに基づき、「ホームレス巡回相談・アフターケア事業」や「就労自立支援センター運営事業」をはじめとする「ホームレス自立支援事業」や、平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、モデル事業である「生活困窮者自立相談支援事業」を実施するなどの支援を行っている。
- なお、経済観光文化局が7区に設置している「就労相談窓口」において、15歳以上の方を対象に、よりそい型の就労支援を行っているところである。

以上のことから、請願の公的就労対策事業は行わず、今後とも、上記の諸施策を実施する中で、ホームレスや生活困窮者の方々の自立を支援していくことが適当である。

失業対策事業の経緯について

1 緊急失業対策法

昭和24年5月20日 「緊急失業対策法」施行

平成7年3月31日 「緊急失業対策法を廃止する法案」可決（平成8年4月1日施行）

（法律の目的）

第1条 この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「失業対策事業」とは、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従って、国自ら又は国庫の補助により地方公共団体等が実施する事業をいう。

（失業状勢の調査等）

第4条 政府は、定期的に、雇用及び失業の状勢について必要な調査及び分析を行なうとともに、その状勢の推移に応じ、この法律に規定する失業対策の制度を検討するものとする。

2 失業対策制度調査研究報告

失業対策事業の実施期間中ほぼ5年おきに、法第4条に基づいて設置された「失業対策制度調査研究委員会」が報告を出していた。

昭和55年報告において、失業対策事業は「基本的には終息を図るべき段階に来ている」との認識とともに、下記の考え方が示された。

■昭和55年報告（抜粋）

「雇用失業対策は、今後とも、民間企業における雇用の安定や雇用の促進のための施策の拡充、発展及びその積極的活用を基本とするべきであり、失対事業のように失業者を吸収するために国や地方公共団体が事業を実施する方式はとるべきではない。」

■平成6年報告（抜粋）

「失対事業の歴史的経緯や現状にかんがみると、55年以降積み重ねられてきた基本線を変える必要はないと考える。」

「失業対策事業は平成7年度末で終息させることとし、これに伴い失対事業の根拠法である緊急失業対策法は、廃止することが適当である。」

福岡市 就労自立支援センターについて (保健福祉局所管)

○施設の概要

設 置：福岡市

運 営：NPO法人福岡すまいの会

所 在 地：福岡市博多区

利用期間：原則6か月以内

定 員：50名（男性46名 女性4名）

職員配置：施設長，事務員，生活指導員7名，医師（非常勤嘱託），看護師
夜間専門員（警備員），施設用務員

開 所 日：平成21年11月20日

○自立に向けた支援

- 1 就職相談 …………… 履歴書の書き方や求人票の見方，面接の受け方など求職・就労活動全般に関する相談
 - 2 生活相談 …………… 住民登録の方法など，これからの就労自立を目指す上で，解決が必要な問題についての相談
 - 3 住宅相談 …………… 物件探しや契約の方法，保証人など，アパート・公団等を申込する上で必要な住宅に関する相談
 - 4 法律相談 …………… 債務整理などのための相談
 - 5 社会奉仕活動 …… 共用部分や周辺地域，周辺施設の清掃等を当番制で行っていた
- たく

○1日のスケジュール

6：30	起 床
6：30～ 7：30	清 掃 ・ 体 操
7：30～ 8：30	朝 食
9：00～11：30	就 労 ・ 生 活 相 談 等
12：00～13：00	昼 食
13：30～16：00	就 労 ・ 生 活 相 談 等
16：30～21：00	入 浴
18：00～19：00	夕 食
21：00	施 錠
22：00	消 灯

*門限 18：30，洗濯 7：00～21：00

○施設構造

構造／規模 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付11階建
 (うち就労自立支援センター2・3階)

延べ床面積 983.81㎡

構造内訳 事務室2 会議室2 居室(10人部屋)3 居室(1人部屋)16
 居室(女性用)4 宿直室 管理室 浴室5(うち女性1)
 シャワー室7 面談室4 医務室 食堂 娯楽室 喫煙室2

○センター見取り図



○就労自立支援センター入退所状況 (平成21年12月～平成26年3月)

(単位：人)

	計	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度 (12月～)
入所者	422	81	99	107	102	33
年度末現在入所者		26	31	33	42	19
退所者	396	86	101	116	79	14
就労	205 (51.8%)	38 (44.2%)	53 (52.5%)	61 (52.6%)	46 (58.2%)	7 (50.0%)
生保・他施策	72 (18.2%)	12 (14.0%)	15 (14.9%)	26 (22.4%)	17 (21.5%)	2 (14.3%)
自主退所等	119 (30.1%)	36 (41.9%)	33 (32.7%)	29 (25.0%)	16 (20.3%)	5 (35.7%)

福岡市 生活困窮者自立相談支援事業について (保健福祉局所管)

1 事業概要と窓口設置について

生活困窮者支援の制度化へ向け、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援を実施し、平成27年度の本格実施に向けて、生活困窮者への支援のあり方に係る課題の把握と検証を行うため、平成25年度から平成26年度にかけて、モデル事業として相談窓口を設置している。

●相談窓口について

生活困窮者への相談窓口を市内1箇所に設置し、自立相談支援事業を実施。

※窓口設置場所

福岡市中央区天神1丁目4番2号 エルガーラオフィス7階

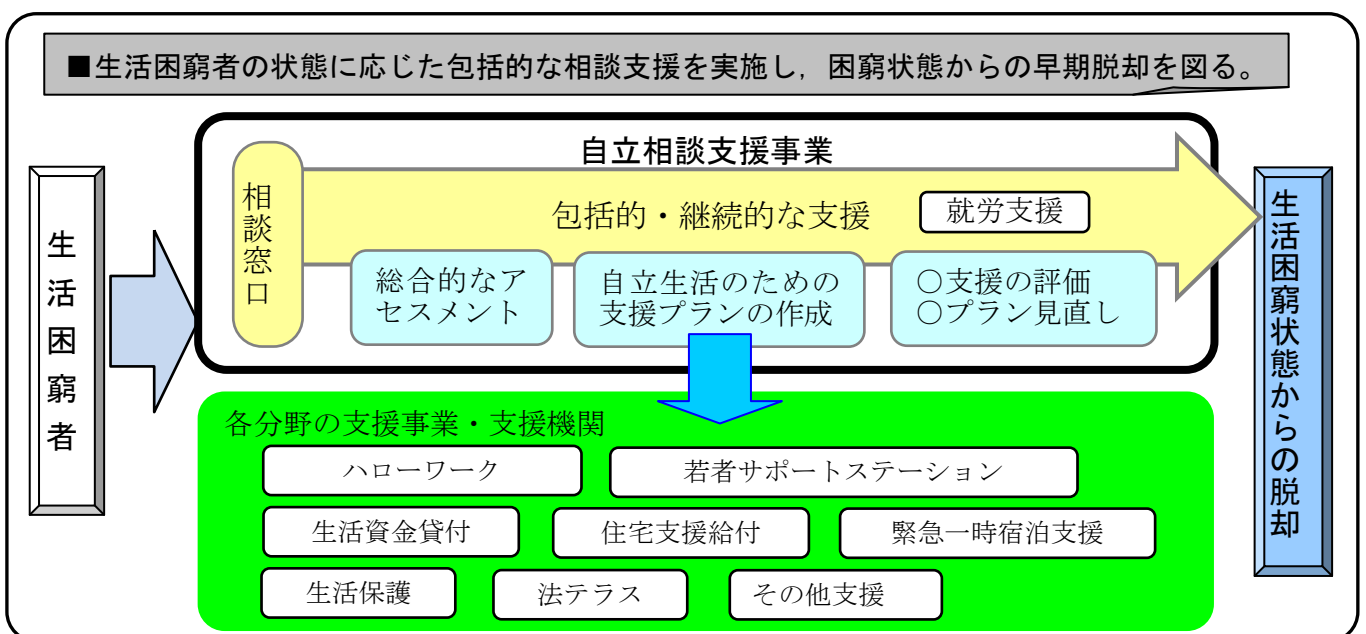
開設年月日…平成25年12月2日(月)

窓口名：福岡市 生活困窮者自立支援センター

●自立相談支援事業の内容

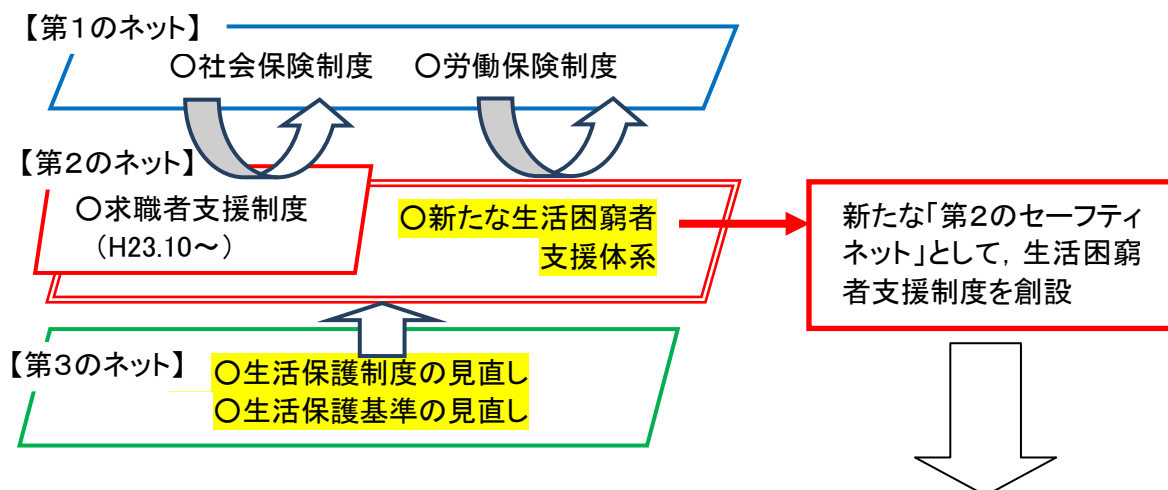
- (1) 生活困窮者が抱える課題を把握し、経済的困窮状態からの脱却へ向けた支援計画を策定。
- (2) 働ける方への就労支援を実施。
- (3) 様々な支援施策等へつなぎ、困窮脱却へ向けた包括的・継続的支援を行う。
- (4) 事業実施にあたり、他の支援施策等とのネットワークを構築する。

「自立相談支援事業」のイメージ図



2 委託事業者 株式会社 パソナ

制度創設に関する全体像



生活困窮者自立支援法案の概要

1. 必須事業

- 「自立相談支援事業」 … 相談対応, 就労支援, 支援プラン作成等
- 「住居確保給付金」(有期) … 離職により住宅を失った者等に対し家賃相当の支給
※現在「住宅支援給付」として実施しておりモデル事業の対象外

2. 任意事業 (実施するかどうかは, 自治体の判断)

- 「就労準備支援事業」 … 就労に必要な日常生活スキルや社会的スキルを身に付ける有期支援
- 「一時生活支援事業」 … 住居のない者に対し一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う
※現在ホームレスを対象とした自立支援事業として実施しておりモデル事業の対象外
- 「家計相談支援事業」 … 家計に関する相談, 家計管理に関する指導, 貸付のあっせん等
- 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定事務

- 事業者が実施する, 就労機会の提供及び就労のための知識・能力向上に必要な訓練等について, 申請に基づき一定基準該当事業であることを事業実施自治体が認定。

4. 費用

- 自立相談支援事業, 住居確保給付金 : 国庫負担 3 / 4
- 就労準備支援事業, 一時生活支援事業 : 国庫補助 2 / 3
- 家計相談支援事業, 学習支援事業その他自立促進に必要な事業 : 国庫補助 1 / 2

福岡市は, 上記のうち, 1(必須事業)の「自立相談支援事業」のみを実施。

■相談対応状況 (平成25年12月2日～平成26年5月31日)

相談者数 184名

うち支援対象者 155名 →

就労支援のみ	58名	} 就労支援対象 81名 (うち就労達成 38名)
就労支援+他つなぎ	23名	
他つなぎ	44名	} 他施策へのつなぎ 67名
生活保護	30名	

福岡市 就労相談窓口事業について (経済観光文化局所管)

各区に設置している「就労相談窓口」において、15歳以上の求職者を対象に、キャリアコンサルタントによる個別相談や求人企業の紹介、セミナーの開催などを実施し、求職者の就労を支援する。

また、博多区の「専門相談」では、40歳未満の若者を対象に、臨床心理士による個別相談やグループセミナーなどを行い、就職による経済的自立を支援する。

●開設場所・日時 予約制。相談時間は09:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
東区役所	福岡商工会議所ビル	中央区役所	男女共同参画推進センター	城南区役所	早良区役所	西区役所
週 3 日	週 5 日	週 3 日	週 5 日	週 5 日	週 5 日	週 3 日

*相談時間は、東区の木曜日09:00～12:00、南区09:30～18:00。

●業務内容

- ①一般相談 キャリアコンサルタントが、求職活動に応じたアドバイスなど継続的な就職支援を実施。
- ②専門相談 臨床心理士が、就職への一歩を踏み出せない40歳未満の若者に対し、相談やカウンセリングを行い、経済的自立を支援。（博多区設置）
- ③研修事業 就労相談窓口を利用する求職者の就職活動にあわせた研修セミナーを開催。
- ④求人開拓・職業紹介 「中高年雇用促進事業」で開拓した求人情報に加え、求職者のニーズに合わせた求人開拓を行い、それらを活用した職業紹介を実施。
- ⑤コールセンター 窓口の予約受付のほか、簡易な相談・案内を実施。

* ①②の相談窓口では、生活にお困りの方が来られた場合、必要に応じ、保護課や他の相談窓口等をご案内して、対応している。

〔実績〕

	相談件数（件）			新規相談者数（人）			就職件数（件）*		
	一般相談	専門相談	計	一般相談	専門相談	計	一般相談	専門相談	計
平成25年度	4,178	290	4,468	789	61	828	633	37	638
平成24年度	3,408	189	3,597	808	61	869	670	11	675

*一般相談と専門相談の双方を利用した若者の就職決定件数は、双方に計上（H24：6件、H25：32件）

●ハローワークとの一体的就労支援

博多区と南区の福岡市就労相談窓口に、ハローワークの職業紹介・求人検索サービスを行う「シティハローワーク」を併設し、就労支援を一体的に実施している。

- ①シティハローワークはかた 平成24年8月1日開設（博多区）
- ②シティハローワークみなみ 平成25年2月1日開設（南区）